

橋本市告示第 186 号

橋本市農林業用施設改良事業の経費に係る地元分担金に関する要綱を一部
を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 10 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市農林業用施設改良事業の経費に係る地元分担金に関する要綱を一部を改正する告示

橋本市農林業用施設改良事業の経費に係る地元分担金に関する要綱(平成18年橋本市告示第230号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事業名	賦課の基準	事業名	賦課の基準
市単独事業	総事業費の <u>20%</u>	市単独事業	総事業費の <u>30%</u>
県費補助事業	総事業費の <u>20%</u>	県費補助事業	総事業費の30%(ため池等高度な技術を必要とする工事は市費70%・地元30%をもって測量設計を発注する。)
国庫補助事業	総事業費の20%以内	国庫補助事業	総事業費の20%以内〔ため池等整備(小規模)事業については、総事業費の10%以内とし、調査測量費(県等へ申請する計画概要書等の作成に要する経費)は、全額地元負担とする。〕
備考:防災工事等の災害発生を未然に防止することを目的に施行する事業及び受益者の責任に帰すことのできない他動的要因によって施行する事業については、地元分担金を徴収しない。		備考:ため池の防災対策を施行する事業における地元負担金の額は、この表に定める額の1/2とする。	

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。